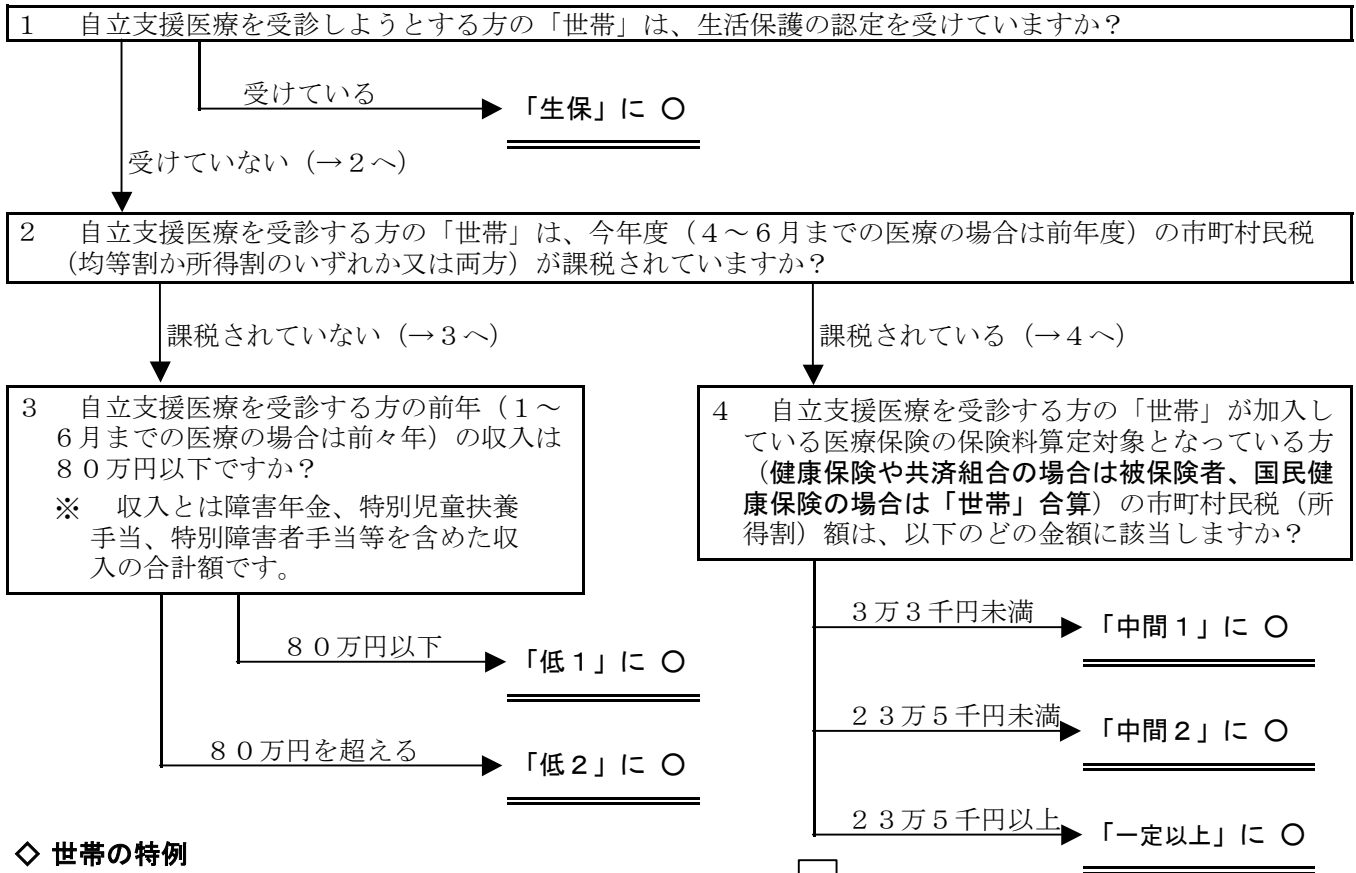


月額負担上限額について（自立支援医療）

< 所得区分等に関するチェックシート >

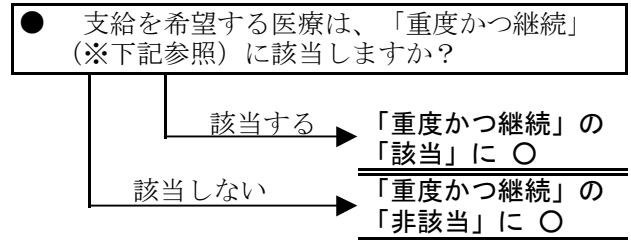
★ 以下の質問等における「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。（＝加入している医療保険単位で「世帯」を扱うということ。）



◇ 世帯の特例

「世帯」に市町村民税課税の方がいるものの、受診者及びその配偶者が非課税の場合であって、次のいずれにも該当する場合は、特例として受診者及びその配偶者を別の『世帯』とみなして取り扱うことができます。

- ① 「世帯」の他の方が、受診者及びその配偶者を市町村民税における扶養に関する各種控除の対象としていない。
- ② 受診者及びその配偶者が、「世帯」の他の方の医療保険の被扶養者となっていない。



◇ 「重度かつ継続」の対象範囲

- | | | | |
|----------|---------------------------|---------------------|----------------------|
| ① 精神通院医療 | F0 症状性を含む器質性精神障害 | ② 更生医療・育成医療 | 腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害 |
| | F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 | | |
| | F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性の障害 | ③ 医療保険の高額療養費で多数該当の方 | |
| | F3 気分障害 | (精神障害・更生医療・育成医療共通) | |
| | G4 てんかん | | |

◇ 所得区分と負担上減額

← 一定所得以下 →		← 中間的な所得 →			← 一定所得以上 →
← 「生保」 →	← 「低1」 →	← 「低2」 →	← 「中間1」 →	← 「中間2」 →	← 「一定以上」 →
0円	負担上限額は 2,500円	負担上限額は 5,000円	負担上減額は 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			重 度 かつ 継 続		
			負担上限額は 5,000円	負担上限額は 10,000円	負担上限額は 20,000円